

女性の活躍推進のための
特定事業主行動計画
(第2期)

令和6年3月

気仙広域連合

気仙広域連合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和6年3月27日

気仙広域連合長

気仙広域連合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、気仙広域連合長が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制

当広域連合では、女性職員の活躍を推進するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（令和元年気仙広域連合規則第2号）の規定に基づき、本計画の策定又は変更、本計画に基づく取組の実施状況及び数値目標の達成状況の点検と評価を行うものとする。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び取組内容と実施時期

【数値目標】

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条の規定に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

その結果、本計画の対象となる職員は構成自治体からの派遣職員のみであり、職員に占める女性の割合は派遣職員の性別による。このことから本計画において採用関係、継続就業関係、配置・登用関係に関しては目標を設定することは難しいため、仕事と家庭の両立関係、長時間勤務関係について、次に掲げる目標を設定する。

【取組内容及び実施時期】

上記による数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

(1) 長時間勤務関係

女性の職場における活躍及び男性の家庭における活躍には、長時間勤務を抑制し、ワーク・ライフ・バランスを推進する必要がある。

目 標

職員 1 人当たりの年間の正規の勤務時間を超えて勤務した時間を令和 4 年度実績の 30.8 時間より 2.8 時間以上縮減し、28 時間以下にする。

<取組内容>

随時、職員の業務状況を的確に把握し、業務量の平準化に努める。

(2) 仕事と家庭の両立関係

女性が職場において活躍しやすい環境を整備するため、男性職員の家庭への参画を推進し、仕事と家庭の両立を図る。

目 標

対象となる男性職員がいた場合は、配偶者の出産休暇の取得割合 100% を目指す。

<取組内容>

育児休業、配偶者出産休暇等の仕事と家庭の両立支援制度に関する情報を職員に周知する。